

再評価に係る県知事等意見

都公第78号
令和4年7月13日

国土交通省中部地方整備局長 様

岐阜県知事 古田 肇

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る 対応方針(原案)
の作成に係る意見聴取について(回答)

令和4年6月30日付国部整企画第33号で依頼のありました、中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る「国営木曾三川公園」に関する対応方針(原案)に対する本県の意見について、別紙のとおり回答します。

(再評価)

【公園事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	備考
国営木曾三川公園	継続	今後も引き続き、事業の実施にあたっては、整備内容及び事業費等について、実施前に説明いただくともに、コスト縮減の徹底をお願いします。

※貴職の意見を踏まえ、中部地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

4建企第176号
令和4年7月8日

国土交通省中部地方整備局長 殿

愛知県知事
(公印省略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見聴取について（回答）

令和4年6月30日付け国部整企画第33号の意見聴取について、別紙のとおり回答します。

担 当 建設局土木部建設企画課
企画第二グループ（海老原）
電 話 052-954-6611

(別紙)

事業名	意見
国営木曾三川公園	<ol style="list-style-type: none">1 「対応方針(原案)」に対して異議はありません。2 公園の管理・運営においては、周辺地域との連携を図り、さらなる利用促進に努められるようお願いしたい。3 なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減など、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。

県土第26-12号
令和4年7月14日

国土交通省中部地方整備局長 様

三重県知事 一見 勝之

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

令和4年6月30日付け国部整企画第33号で依頼のありましたこのことにつきまして、下記により回答いたします。

記

1 公園事業 国営木曾三川公園

(1) 回答

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について異存ありません。

(2) 意見

国営木曾三川公園は、雄大な水郷景観、豊富な水と緑、特色ある歴史・文化等を有するこの木曾三川の地域の魅力を発信し、観光振興やにぎわいの創出を図るうえで極めて重要な役割を担う公園です。

今後も引き続き、当県と十分な調整をしていただき、桑名七里の渡し公園の早期全面供用に向けた着実な事業の推進と、当公園のさらなる利用促進につながる管理運営の実施をお願いいたします。

事務担当

三重県 県土整備部

公共事業運営課 公共事業運営班

TEL 059-224-2915

FAX 059-224-3290